

総務文教常任委員会

令和2年12月11日(金)

午前10時～

全員協議会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願について

(1) 少人数学級の実現を求める請願 (別紙1)

<討論～採決>

4 議案審査

議会事務局

(1) 第1号 議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

市長公室

(1) 第1号 議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

企画管理部

(1) 第1号 議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

生涯学習部

(1) 第1号 議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

総務部

(1) 第1号 議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

(2) 第11号 議案 亀岡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

<説明～質疑>

(3) 第12号議案 亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例の
制定について

<説明～質疑>

(4) 第19号議案 亀岡市~~菟~~田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(5) 第20号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(6) 第21号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(7) 第22号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

(8) 第23号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の
指定について

<説明～質疑>

教育部

(1) 第1号議案 令和2年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

<説明～質疑>

(昼休憩)

5 討論～採決

6 行政報告

(1) パートナーシップ宣誓制度について(生涯学習部)

7 陳情・要望について

(1) 令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

(別紙2)

8 その他

- ・議会だよりの掲載事項について
- ・次回の日程等について



別紙 No.1

令和2年11月30日受理

請願書

紹介議員

小松康之 

三上 泉 

< 参考 >

署名簿 151筆添付

少人数学級の実現を求める請願

請願事項

国に対して、少人数学級を早急に実現するよう意見書を提出してください。

請願趣旨

新型コロナウイルスに関わる緊急事態宣言が解除され、亀岡市の小中学校は6月1日から再開されました。子どもたちは、ほぼ3カ月にわたる自宅待機から解放されました。しかし、依然として感染拡大が続く中、非常に感染リスクの高い3密での学校生活を余儀なくされています。子どもたちの安全を守るためには少人数学級の実現が必要です。

分散登校による少人数授業では、子どもたちも先生たちもゆとりをもって学習に取り組むことができました。少人数学級は、子どもたち一人ひとりが大切にされ、お互いの違いを生かし、同じ教室でのびのびと学び合うための基盤であることを実感しました。

今後、どんなウイルス禍が生じて、子どもたちの安全を守り、教育を中断させないための万全な体制が求められます。そのためには少人数学級の実現が必要です。日本教育学会、全国連合小学校長会会長、全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村長会会長も少人数学級の早期実現を求めています。また、萩生田光一文科相は少人数学級の実現に「不退転の決意で臨む!」と語り、全国では50.0を超える地方議会が少人数学級の実現を国に求める意見書を採択しています。亀岡市議会においても、ぜひ、少人数学級の早期実現を求める意見書を採択していただくことを切に希望します。

以上の趣旨に基づき、子どもたちの命・安全・健康を守り、豊かな学びを通して成長・発達する権利を保障するために、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和2年11月30日

亀岡市議会議長

齊藤一義様

請願者

少人数学級の早期実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は、社会に新たな問題を投げかけるものとなった。児童・生徒への感染を防ぐためには、学校の教室内で身体的距離の確保が必要である。また、これから必要となる子どもたち一人ひとりへのケア、学習の遅れへの対応、主体的で対話的な豊かな学びを保障していくためには、少人数学級の実現が求められる。これからの学校教育には、1学級の児童・生徒数を少なくすることが必要である。

全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長も少人数学級の実施を求めているところである。国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、少人数学級を早期に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級を早期に実施すること。
- 2 上記に伴う教職員の増員、教室や学校の増設費用の補助等について財源措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

令和2年12月議会

総務文教常任委員会 説明資料

- 第19号議案 亀岡市禰田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- 第20号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- 第21号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- 第22号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- 第23号議案 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要<令和3年度更新施設>

No.2-1

施設名	亀岡市森田野生産学習センター		指定管理候補者	森田野町自治会
申請内容				
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上		
地域住民の相互交流並びに創意と自主性に満ちた農業生産活動及び地域社会活動の展開を図り、もって農業及び農村の活性化と生涯学習の推進に寄与するため、亀岡市森田野生産学習センターを管理運営する。	亀岡市森田野生産学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。		
申請内容				
施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営	
設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効果的な活用を努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、消火訓練等を実施する。	

施設名	亀岡市大井野生産学習センター		指定管理候補者	大井町自治会
申請内容				
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上		
地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、亀岡市大井野生産学習センターを管理運営する。	亀岡市大井野生産学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。		
申請内容				
施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営	
設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効果的な活用を努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名、作業員1名（事務職員、作業員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、消火訓練等を実施する。	

施設名	亀岡市西別院野生産学習センター		指定管理候補者	西別院町自治会
申請内容				
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上		
地域住民の生涯学習活動・コミュニティ活動の積極的な推進と、健康増進・福祉の向上を目指し、魅力と活力とうるおいのある地域社会の形成のため、亀岡市西別院野生産学習センターを管理運営する。	亀岡市西別院野生産学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。		
申請内容				
施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営	
設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効果的な活用を努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員は他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、消火訓練等を実施する。	

指定管理者申請書概要<令和3年度更新施設>

施設名		指定管理候補者	
竜岡市河原林生涯学習センター		河原林町自治会	
申請内容			
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	
地域住民の生涯学習活動及びコミュニティ活動の積極的な推進と、自主性と創意工夫を生かした農業生産活動により、魅力と活力とうるおいのある地域社会の形成のため、竜岡市河原林生涯学習センターを管理運営する。	竜岡市河原林生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	
申請内容			
施設の効果的な活用	管理経費の削減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効果的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員は他の業務と兼務）を配置。定期的に接遇研修、消火訓練等を実施する。

施設名		指定管理候補者	
竜岡市南つづじヶ丘コミュニティセンター		南つづじヶ丘自治会	
申請内容			
管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	
地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、竜岡市南つづじヶ丘コミュニティセンターを管理運営する。	竜岡市南つづじヶ丘コミュニティセンターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	
申請内容			
施設の効果的な活用	管理経費の削減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効果的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員は他の業務と兼務）を配置。定期的に接遇研修、消火訓練等を実施する。

総務文教常任委員会資料

亀岡市情報化推進計画（素案）の
パブリックコメントの実施

令和2年12月

【総務部総務課】

亀岡市情報化推進計画（素案）のパブリックコメントの実施

■ 経緯

平成28年3月に策定した「亀岡市情報化推進計画」の期間が終了することから、本市の情報化における基本的な考え方や、今後の方向性を示すものであるとともに、平成28年12月に公布・施行された官民データ活用推進基本法に規定する、亀岡市版官民データ活用推進計画を踏まえた情報化推進計画として、令和2年度中に策定することとしています。

■ 亀岡市情報化推進計画（素案）のパブリックコメントの実施

これまでに、「情報化の推進に関する市民アンケート」などから、本市の情報化に関する現状を分析し、国や府の情報化推進施策の動向を踏まえ、亀岡市情報化推進計画（素案）を取りまとめました。

つきましては、広く市民の意見を求めるため、「亀岡市民の意見提出手続きを定める要綱」に基づき、本計画（素案）を公表し、パブリックコメントを実施します。

■ 実施概要

（1）公表の方法及び本計画（素案）の設置場所

広報紙「キラリ☆亀岡おしらせ」【12月15日号】に掲載し、募集を告知します。

市の公式ホームページに掲載し、募集を告知します。

市役所1階 市民情報コーナーに、本計画（素案）を設置します。

市役所6階 総務課に、本計画（素案）を設置します。

（2）募集の期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月22日（金）まで

（3）意見の提出方法

郵送・FAX・電子メールでの提出

（京都府・市町村共同電子申請システムを利用したインターネット回答も可能とします。）

■ 今後の予定

➤ 令和3年2月下旬「パブリックコメントの実施結果」の公表

➤ 令和3年3月「亀岡市情報化推進計画」の公表

亀岡市パートナーシップの宣誓制度（案）について

- 1 趣旨 性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定める。
- 2 定義 ○「性的マイノリティ」について、「性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時の性と異なる者」と定める。
○「パートナーシップ関係」について、「一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、協力し合うことを約束した関係」と定める。
- 3 対象 ○（年齢）民法に定める成年に達している者。
○（住所）次のいずれかの要件を満たす者。
 - ・双方が市内に住所を有していること。
 - ・いずれか一方が市内に住所を有し、他の一方が規定の期日内に市内への転入を予定していること。○（関係）次の全てに該当する者。
 - ・双方に配偶者（事実婚同様の関係にある者を含む。）がないこと。
 - ・双方がパートナーシップ宣誓制度やそれに類する制度を利用していないこと。
 - ・宣誓者同士が近親者でないこと。
- 4 宣誓の方法
○それぞれ宣誓書にあらかじめ自書したうえで、双方同時に市役所に来所して宣誓を行うことを基本とする。
※宣誓書には住民票等の添付を要する。また、宣誓者の一方が市内に住所を有していない場合は、市内への転入を疎明する資料の添付を要する。
※運転免許証等の本人確認書類の提示を要する。

5 宣誓の証明

要件を満たしていると認められる宣誓については、原則として宣誓者双方同時に来所のうえ、双方に対して受領証（A4版とカード版の2種類）及び受領印を押印した宣誓書の副本を交付する。

※いずれか一方が転入を予定している場合は受付票を交付する。受付票の交付を受けた宣誓者は、受付票交付の日から定められた期限内に市内に転入することを要する。

6 受領証の返還

次のいずれかに該当する場合は、受領証の返還を要する。

- パートナーシップ関係が解消された場合。
- いずれか一方が死亡した場合。
- 双方が市内に住所を有しなくなった場合。
- 少なくとも一方が、婚姻するか他のパートナーシップ宣誓制度やそれに類する制度を利用した場合。

7 制定までのスケジュール

令和2年10月上旬	関係課との協議
11月20日	当事者ヒアリング
12月13日	意見交換会（第1回目）
令和3年1月17日	意見交換会（第2回目）
今年度中	制度実施（3月1日施行を目指します）

8 亀岡市の取組

- ・市営住宅への入居申し込み時の親族同等の取り扱い
 - ・市立病院における手術同意等の親族同等の取り扱い
 - ・亀岡市職員互助会結婚祝金 など
- その他、可能な取組みを検討します。



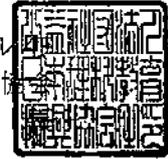
令和2年9月11日受理
(郵送)

令和2年9月7日

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

別紙 No.2

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会長 大久保



令和3年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小学校・中学校・高等学校ともに、新学習指導要領が告知されました。理科教育においては、益々、観察・実験が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。観察・実験重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

当協会の調査においても、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、観察・実験設備器具の不足や老朽化、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など、現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。学校現場で最も困っていることとしては、8年連続、小中高ともに観察・実験機器の不足が挙げられています。

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体と、そうでない自治体との地域格差も生じています。

つきましては、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和3年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
(理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みをお願いします)
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える理科室等の場所の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。使用できない古い機器が、たくさん理科室に残っていませんか。消耗予算は足りていますか。実験するに際して、先生は準備や後片づけはできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

(今年度調査を踏まえ、別紙【「観察・実験」こそ理科教育の基本です】パンフをご参照ください)

- ・ 貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japsee.or.jp

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

観察・実験機器の整備充実を推進してください

文部科学省から、新しい学習指導要領に沿った理振の考え方が提示されました。
ますます、観察・実験のできる理科教育環境の充実が迫られています。



理科の授業は
理科室で!

令和2年度の小学校から新しい学習指導要領がスタートしました。理科教育においては、より一層観察・実験が重視され、児童・生徒たちにたくさんの観察・実験を体験させて欲しいと願います。観察・実験機器の整備をはじめとした理科教育環境の充実を推進してください。

新しい学習指導要領においては、その内容や変更点により、新たに必要とされる観察・実験機器が数多く登場してきています。(裏面参照)
あなたの学校の理科室では準備ができていますか。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です

理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさを体験できる理科教育環境を整備してください

平成25年度の調査から、8年連続で「機器の不足」が最も困っていると回答いただいています。

足数が少ないと『主体的・対話的で深い学び』の理科教育が困難です。

を体験できる理科教育環境を整備してください

※令和2年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より



1 教科書掲載の実験を行うために、重点設備機器の充実を推進しましょう

小学校では平成23年・中学校では平成24年・高等学校では平成25年から実施された学習指導要領で、優先的に整備してほしいと掲示された最重点・重点設備を中心に理科観察・実験機器の整備を推進しましょう。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	74.2%	—	—
重点設備品	37.3%	45.0%	22.4%
その他の設備品	21.1%	15.1%	8.1%
設備品総額(上記3区分)	41.9%	41.3%	13.6%
少額設備品	42.5%	28.2%	11.1%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない。
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足しているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2 理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	16.7%	32.8%	18.3%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	30.7%	47.3%	31.2%

※観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3 使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	9.8%	14.7%

使用できない電源装置保有数

	小学校	中学校
使用できない電源装置	6.2%	14.6%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	33.1%	41.9%
10～20年前	35.0%	35.6%
20年以上前	31.9%	22.5%

電源装置を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	47.0%	45.4%
10～20年前	31.5%	34.8%
20年以上前	21.5%	19.8%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

4 消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	50.5%	46.3%	55.5%
一クラスあたり平均予算	11,049円	10,025円	15,367円
一人あたり平均予算	393円	318円	420円

代表的な理科設備品整備状況の調査結果

●小学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

品名	平均保有数(令和元年度)	必要数
気体採取器	7.1台	21台
電子てんびん	7.8台	21台
筋肉付腕の骨格模型	1.6台	11台
振り子実験器	5.3台	11台
てこ実験器	8.0台	21台
電気の利用プログラミング学習セット	1.8台	21台

●中学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

品名	平均保有数(令和元年度)	必要数
二重コイル	2.8台	11台
電子てんびん(高精度)	3.7台	11台
力学的エネルギー実験器	2.3台	11台
双眼実体顕微鏡	14.5台	41台
顕微鏡	30.7台	41台

●高等学校

※必要数とは40人学級で算出した数です

品名	平均保有数(令和元年度)	必要数
精密電子てんびん	1.1台	3台
生徒用水波投影装置	0.3台	21台
レーザー光源装置	1.0台	11台
オシロスコープ	1.8台	21台
小型電源装置	2.6台	21台
精密直流電圧電流計	2.9台	5台
携帯用放射線測定器	0.4台	1台
霧箱	0.5台	1台

新学習指導要領で新たに登場する観察・実験機器は整備できていますか

今回の調査で、新しく必要とされる観察・実験機器の整備ができていると回答された学校は、小学校10.8%・中学校6.5%・高等学校10.6%でした。新学習指導要領への準備が遅れています。児童・生徒たちが、より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を体験できるよう、観察・実験機器の整備充実を急ぎましょう。

新学習指導要領で追加された内容・変更点

■小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・人と環境説明パネル
- ・雨水と地面のマップ
- ・自然災害に関する実験機器
- ・電気の利用プログラミング学習セット

■中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
- ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
- ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・大地の変動説明器
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・液状化実験装置
- ・地震説明器
- ・ダニエル電池
- ・火山の噴火実験器

■高等学校

改善・充実した主な内容

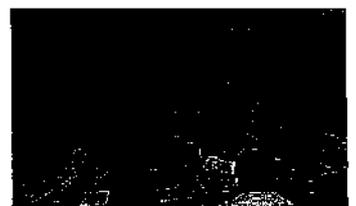
- ・科学と人間生活:人間生活との関連を重視
- ・物理基礎:探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎:日常生活や社会との関連を重視
- ・生物:「(1)生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学:地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- ・定力装置
- ・地震説明器
- ・力学台車
- ・火山の噴火実験器
- ・電気抵抗測定実験
- ・大地の変動説明器
- ・生物の進化映像教材
- ・液状化実験装置

理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備費等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル